

京都府中丹地域における野生鳥獣肉生産工程管理制度

平成29年3月31日

京都府中丹広域振興局

はじめに

近年、国内では、有害鳥獣として捕獲したシカやイノシシの有効活用をきっかけに、野生鳥獣肉(以下「ジビエ」という。)の利用がブームとなり、その広がりは大きくなりつつあります。

京都府中丹地域においてもシカやイノシシが好むエサも豊富にあることから、美味であり貴重なタンパク源としてシカ料理やイノシシ料理が、古来より珍重されてきました。さらに、この豊かな森の環境の良さから、近年はそれらの生息数が増えており、重要な地域資源として大いに活用出来る状況になっています。

一方、ジビエの利用が広がるに伴い、その処理方法の平準化が必要になり、また、野生鳥獣のウィルスや細菌の感染による病気の発症も懸念されるようになりました。そのため、農林水産省が「野生鳥獣被害防止マニュアル(捕獲鳥獣の食肉等利活用(処理)の手法)」(平成28年3月改訂)を、厚生労働省が「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(平成26年11月14日付け食安発1114第1号)」(以下「ガイドライン」という。)を策定し、ジビエ利活用に必要な事項や、その衛生管理の徹底等による安全性の確保について定められました。

また、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成28年12月2日法律第97号)」が一部改正され、鳥獣被害防止を目的に捕獲された鳥獣の食品としての利用を推進することが定められたところです。

京都府中丹広域振興局では、食の安心・安全について取り組みを進めているところであり、ガイドライン等の趣旨を踏まえ、より一層の取り組みを求めていく必要性があると考えました。

そこで、ジビエの生産について、衛生管理が整っていることを確認するとともに、地域を代表する食材として活用するために、この度、「京都府中丹地域における野生鳥獣肉生産工程管理制度」を制定することとしました。

この制度は、今後のジビエの生産に求められる技術基準を京都中丹認証ジビエ生産マニュアルにより定め、実施要綱においてその基準を満たした事業者を認証及び登録し、ジビエ利活用の根幹を支える仕組みを定めたものです。

当振興局では、この制度に基づいて流通するジビエを含め、管内においてより一層のジビエの普及に努めてまいります。

中丹地域のジビエ文化に携わる全ての方々が互いに交流を深め、それぞれが技術を研鑽し、その取組が地域の活性化に繋がる取り組みになることを願っています。

平成29年3月31日

京都府中丹広域振興局長 中村敬二

目次

京都府中丹地域における野生鳥獣肉生産工程管理制度に係る認証登録要綱	5
京都中丹認証ジビエ生産マニュアル	9
第1 本編	10
目的	
第2 登録狩猟者編	10
1 基本事項	
2 捕獲の方法	
3 止め刺し及び個体の異常の確認	
4 認証施設への搬入	
5 捕獲に係る記録の徹底	
第3 認証施設編	12
1 基本事項	
2 設備条件	
3 受入時の確認	
4 解体前の個体洗浄	
5 作業手順	
6 記録と書類保存、情報開示	
7 注意喚起	
第4 登録店舗編	18
1 基本事項	
2 入荷時の確認	
3 調理時等の遵守事項	
4 京都中丹認証ジビエの取扱い	
5 注意喚起	
別紙「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」(平成16年2月27日付け食安発 第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)	21
様式集	33

【別紙】野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)及びカラーアトラス
(平成26年11月14日付け食安発1114第1号)

【参考文献】

「野生鳥獣被害防止マニュアル(捕獲鳥獣の食肉等利活用(処理)の手法)」

(平成28年3月、農林水産省改訂)

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/manual.html>

【用語集】 この制度における各用語の定義は次のとおり。

1 京都府中丹地域における野生鳥獣肉生産工程管理制度に係る認証登録要綱(以下「要綱」という。)

この制度における認証及び登録に係る手続き並びに行政と民間事業者等が連携してこの制度を運用することを定めたものである。

2 京都中丹認証ジビエ生産マニュアル(以下「マニュアル」という。)

この制度において、捕獲から処理、販売及び料理提供に至る全ての段階に係る衛生管理基準を定めたものである。

3 京都中丹認証ジビエ

中丹地域で捕獲されたシカ及びイノシシについて、この制度において認証された施設又は登録された者により、マニュアルに基づいて生産していることが確認された食肉をいう。

4 京都中丹認証ジビエ協議会(以下「協議会」という。)

京都中丹認証ジビエの信頼維持及び向上を目的として、京都府中丹広域振興局と連携して設立及び活動し、その規約においてこの要綱の運用を定め、認証及び登録を行う民間団体をいう。

5 京都中丹認証ジビエ技術委員会(以下「技術委員会」という。)

この要綱における認証に係る申請の際、協議会から依頼を受け、申請施設の調査及びその審査を行う機関をいい、京都府中丹広域振興局が別に定める。また、協議会が要綱第9条に規定する立入検査を行う際には、必要に応じて、指導、助言を行う。

6 京都中丹認証ジビエ狩猟者(以下、「登録狩猟者」という。)

要綱により登録された狩猟者をいう。

7 京都中丹認証ジビエ処理施設(以下、「認証施設」という。)

要綱により認証された食肉処理施設をいう。

8 京都中丹認証ジビエ取扱店舗(以下「登録店舗」という。)

要綱により登録された飲食店、精肉店並びに小売店等をいう。

9 京都中丹認証ジビエ認証マーク(以下「認証マーク」という。)

7の認証施設より生産、出荷された京都中丹認証ジビエ又は8の登録店舗により京都中丹認証ジビエを使用し提供される料理若しくは販売される精肉製品又は加工品に対してのみ表示又は貼付が認められるマークのことをいう。